

意見書第 1 号

マイナ保険証等の安定的な運用が図られるまでの間、現行の健康保険証も
利用できる体制構築を求める意見書（案）

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書（案）を会議規則第 13 条により提出します。

令和 7 年 3 月 25 日

提出者 市議会議員 徳永 克子

提出者 市議会議員 二保 茂則

提出者 市議会議員 大杉 茂貴

行橋市議会議長 井 上 倫太郎 様

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
デジタル大臣

マイナ保険証等の安定的な運用が図られるまでの間、現行の健康保険証も利用できる体制構築を求める意見書（案）

政府は、マイナンバーカードを健康保険証として使用する「マイナ保険証」への移行に関し、現行の健康保険証を２０２４（令和６）年１２月に廃止することを閣議決定した。

マイナ保険証をめぐっては、他人の情報の誤登録や窓口負担割合の相違など、様々なトラブルが発生しているが、２０２３（令和５）年１２月に行われた報道機関の世論調査では、健康保険証の廃止について延期や撤回を求める声が７割を超えており、マイナ保険証への移行に伴い現行の健康保険証が利用できなくなることに多くの国民が懸念を抱いている。

また、政府は当分の間、マイナ保険証を保有していない全ての人に有効期間を５年以内で設定できる資格確認書を交付する方針を示しているが、交付に事務負担やコストが伴うだけでなく、有効期間の更新漏れなどにより、保険診療を受けられなくなる可能性もある。

よって、国会及び政府においては、国民の懸念を払拭し、誰もが必要なときに必要な医療を適切に受けられる体制を堅持するために、マイナ保険証等の安定的な運用が可能となるまでの間、現行の健康保険証とマイナ保険証の両方で保険診療が受けられる体制を構築することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

行 橋 市 議 会